

ID: 172

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市仙崎漁港施設条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第135号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第3条第1項の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者 (2) 偽りその他不正な手段により第3条第1項の許可を受けた者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日